

2017年8月28日

経済産業大臣
世耕 弘成 殿

日本共産党福岡県委員会
委員長 岡野 隆
日本共産党福岡県議会議員団
団長 高瀬 菜穂子

政府に対する申入れ書

7月の九州北部豪雨災害では、小規模事業者が自宅とともに工場や店舗、施設、機械などが被災し、自治体や関係団体、被災事業者から「資金繰り支援だけでは再建できない。生業の再建のために直接支援を」という声が強くあがっている。今回の被災地域では、地域に根を張った一軒一軒の小規模事業者が、住み続けられる集落の維持のためにも、農業などの基幹産業との関係でもかけがえのない存在である。災害を機に生業の再建をあきらめる事業者が生まれれば、地域社会の持続そのものが危うくなりかねない。こうした実情を直視して、以下のことを要望する。

1、「小規模事業者持続化補助金」の上限引き上げについて、対象者を災害救助法 適用自治体に限らず、平成29年7月九州北部豪雨により直接被害または間接被害を受けたすべての小規模事業者を対象とし、補助上限額は熊本地震なみの200万円に引き上げること。

2、東日本大震災や熊本地震で、小規模事業者の生業の再建におおいに効果をあげたグループ補助金のような直接支援に踏み出すこと。

3、資金繰り支援についても、既往債務の返済猶予など柔軟な対応を行うこと。

4、国指定の伝統的工芸品で、東峰村の主要産業である小石原焼は、47の窯元のうち21軒が浸水等の被害にあり、5つの窯元が土砂、流木の流入等で窯が損傷するという重大な被害が出ている。

2004年の中越地震、2007年の能登半島地震の際には、被災県が独自に輪島塗や山古志村の養鯉業などに対して直接支援を実施している。国指定の伝統的工芸品産業支援補助金を被害にあった事業者を対象に拡充して運用するとともに、復旧・復興を後押しする直接支援を行うこと。

以上